



米国トランプ政権の 関税政策の要旨

~相互関税、自動車・同部品、鉄鋼・アルミ・銅・木材製品、 カナダ・メキシコ・中国・日本~

日本貿易振興機構(ジェトロ)

調査部 米州課(北米班)

2025年10月14日

※最新情報は、日米両政府の発表資料を参照してください。本資料は、日米両政府からの公式発表または書簡での 通告を基に作成しています。



1 主要国・地域へ現在適用中の追加関税率一覧

原産国・地域

対象品目		*,:	*	3		©	****	-	の国・地域
鉄鋼・		計70%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
アルミ	鉄鋼・ アルミ関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
制品(および派生品)	IEEPA関税 (特定国対象	7119/0					関税割当の 設定を検討	英国は2	5% '

				希望小売価格の159 6に相当する輸入調		能			
		†45%	計25%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
自動車・ 同部品	自動車・ 同部品関税	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
I-3HPHH	IEEPA関税 (特定国対象)	20%	非为	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は 非米国産部分のみ関税適用			英国は年間10万台まで10%、 日本・EUはMFN税率		
			自動単部品は関	自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除				を含めて15%	

銅		計70%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%
(派生品・	銅関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
半製品)	IEEPA関税 (特定国対象)	20%	35%	25%					

七計りか

2 主要国・地域へ現在適用中の追加関税率一覧

原産国・地域

					原 圧凷・叩	现			
対象品目		*3	*	3		©		•	左記以外 の国・地域
木材		計30%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%
製品 (木材・	木材製品 関税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
製材)	IEEPA関税 (特定国対象)	20%							
木材製品		計45%	計25%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%
(ソファなど 布張りの木材製品、 キッチンキャビ	木材製品 関税	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%
ネット、洗面化粧 台および同部品)	IEEPA関税 (特定国対象)	20%		2026年1月1日	``、 に関税率を引き上	:げ予定 日本	・EUはMFN税率を	を含め15%	英国は10%
		計30%	計35%	計25%	計 50%	計50%	15% または MFN税率	15% または MFN税率	合計は国・ 地域に より異なる
上記以外 の品目	相互 関税 _ラ	34% うち10%ベース イン関税のみ適用	12%	Aカナダ・メキシコト 	10%	25%	15%~	15%~ (15%→15%	<u>7/31付</u> 大統領令に 基づく税率
	IEEPA関税 (特定国対象	7N0/2	35%	25%	40% 対象外品目あり、 <u>30付大統領令</u> Annex	25% 江参照	MFN税率> ※EUの一部	・ 15%→MFN税率 『品目については <i>)み</i> が適用される	

⁽注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

3 日米関税合意(7月22日)の概要

- トランプ大統領は米国時間7月22日、日本との関税協議で合意に至ったと表明。日本政府も日本時間7月23日、合意を発表。日本の相互関税率は7月31日の大統領令で15%に引き下げ(8月7日~)決定。
- トランプ政権は、米国の対日輸出と日本の対米投資の拡大とあわせて、新たな関税枠組みは日米貿易に 均衡をもたらすのに役立つと評価。

	合意の内容
米国の関税措置	 日本に対する相互関税率を25%から15%に引き下げ。 一般関税率(MFN税率)が15%未満の品目にかかる税率は、MFN税率と相互関税を合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目は、MFN税率のみ適用され、相互関税は適用されない。 8月7日以降に徴収される相互関税のうち、日米間の合意を上回る部分について、8月7日にさかのぼって払い戻し(遡及効)がされると、米側より説明あり。 1962年通商拡大法232条に基づく自動車・同部品に対する25%の追加関税を、MFN税率を含めて15%に引き下げる大統領令が、相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミングで発出されると、米側より説明あり。 半導体や医薬品に分野別関税が課される場合、日本が他国に劣後する扱いとはならない。
日本の対米投資	 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能(AI)・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靱(きょうじん)なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。 日本企業が関与する医薬品や半導体などの重要分野での対米投資を促進すべく、日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資保証を提供することを可能に(出資の際の日米の利益配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1:9とする)。
日本の対米輸入	 日本はバイオエタノール、大豆、トウモロコシ、肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大。 コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行のミニマムアクセス(最低輸入量)の枠内で、日本国内の需給状況なども勘案しつつ、米国からの調達を増やす。 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。

4 日米合意に基づく関税引き下げの概要

- トランプ大統領は米国時間9月4日、日米合意を履行する大統領令を発表。相互関税と自動車・同部品関税を日本政府の発表内容どおりに修正・引き下げ。民間航空機・同部品には相互関税などは課さない。
- <u>相互関税の修正は8月7日に遡って適用</u>。<u>自動車・同部品、民間航空機・同部品に対する関税の修正は、</u> 9月16日から適用。米国税関は9月15日、関税修正に関するガイダンスを発表。

	大統領令に基づく関税引き下げの内容
	■ 一般関税率(MFN税率)と合わせて15%。 MFN税率が15%以上の品目に相互関税は課されない。
	■ 関税率の修正は米国東部時間2025年8月7日午前0時1分以降の輸入に遡って適用。余分に支払った関税は、米国税関・国境警備局(CBP)による標準的な還付手続きに従い還付される。CBPは関税が支払われる前の申請を求めており、可能な限り通関後10日以内の申請を推奨(注1)。 (注1)関税を支払った後でも、関税清算前であれば事後修正(PSC)、清算済みの場合は異議申し立て(protest)が可能。PSCの詳細はCBPのウェブサイト、ユーザーズガイドを参照。異議申し立ては、清算から180日以内に輸入者、代理人または弁護士がCBPに対して行える。通常、CBPフォーム19というフォーマットが利用される。詳細はCBPのウェブサイト参照。
相互関税	■ MFN税率が従量税や混合税の場合、MFN税率に基づいて支払う関税額をその品目の関税評価額で割って従価税に換算した関税率を算出する(注2)。 (注2) 例えば、MFN税率が50セント/kgの従量税、1kgの関税評価額が10ドルの場合、従価換算関税率は50セント÷10ドル(1,000セント)=5%となる。
	■ 適用除外品目など関税率以外の内容は変更なし。
	■ <u>商務長官は、米国内で入手不可能(または米国内需要を満たすのに十分な規模で入手不可能)な天然資源、ジェネリック医薬品(原料、化学前駆体含む)に関して、日本産品に対する相互関税率をゼロに修正する権限を有する</u> 。関税率の修正時期と対象品目は、米国の国益や大統領令の目的などに鑑みて決定する。
自動車・	■ MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税を合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232 条関税は課されない。
同部品関税	■ 関税率の修正は、 米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用 。
	■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。
	■ <u>WTOの民間航空機貿易に関する協定</u> の対象品目(全ての民間航空機やその部品など。無人航空機は除く)は、 相互関税、鉄鋼・アルミニウムおよび銅に対する232条関税の対象外。
航空機・同部品	■ 関税率の修正は、 米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用 。
	■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。

5 相互関税の概要

<u> </u>	
	in the state of t
	① 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税適用(既存(4/5より前)の関税率+10%)。
	② 4月9日午前0時1分から、57カ国・地域に対してはそのベースライン関税をそれぞれ設定した関税率まで引き上げられたが、4月10日午前0時1分から、引き上げが一時停止。
いつから?	③ 米東部時間8月7日午前0時1分から <u>大統領令(7月31日)附属書1(Annex I)</u> に列挙した69カ国・地域に ついて、それぞれ設定した関税率まで引き上げ。
	④ 日本に対する相互関税率は、7月22日の日米合意を経て、最終的に15%と設定。(注)
	⑤ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は11月10日まで適用停止 (大統領令(5月12日)、大統領令(8月11日))。
対象外品目は?	 ■ カナダまたはメキシコ産品: 両国に対しては3月4日以降賦課している、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく追加関税を課している間は、相互関税は適用されない。なお、8月1日から、IEEPAに基づくカナダ産品への関税率は35%へ引き上げられた(エネルギー製品など一部対象外品目を除く)。 ■ 1962年通商拡大法232条で追加関税対象の鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目 ■ 大統領令(4月2日)の附属書2に列挙されている医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品など ※4月5日に遡及してスマホ等を対象外に追加 寄付品など、出版物などの情報資料 ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品 (製品の米国産部分のみは適用対象外に)製品の価値の20%以上が米国原産の品目 (10%のベースライン関税を超える部分のみ適用対象外に)8月7日より前に船積みされ、10月5日午前0時1分より前に米国で通関または消費のため倉庫から引き出された品目

⁽注) EUおよび日本は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。 2025年10月14日時点

相互関税の対象は約70カ国・地域

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令で、下記の相互関税率が示された。これらの関税率は米東部8月7日午前0時 1分から適用。それより前に通関した場合、一律10%のベースライン関税のみが適用される。
- 米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は相互関税の対象タ 一律ベースライン関税10%のみが適用される。
- 日本の相互関税率は24%と設定されていたが、15%に引き下げられた。

米政府から発表されている各国・地域に対する相互関税率

VIAMINIO DE PORTO DE LA CONTRACTOR DE LA								
国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率			
アフガニスタン	15%	インド	25%	北マケドニア共和国	15%			
アルジェリア	30%	インドネシア	19%	ノルウェー	15%			
アンゴラ	15%	イラク	35%	パキスタン	19%			
バングラデシュ	20%	イスラエル	15%	パプアニューギニア	15%			
ボリビア	15%	日本(注)	15%	フィリピン	19%			
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	ヨルダン	15%	セルビア	35%			
ボツワナ	15%	カザフスタン	25%	南アフリカ共和国	30%			
ブラジル	10%	ラオス	40%	韓国	15%			
ブルネイ	25%	レソト	15%	スリランカ	20%			
カンボジア	19%	リビア	30%	スイス	39%			
カメルーン	15%	リヒテンシュタイン	15%	シリア	41%			
チャド	15%	マダガスカル	15%	台湾	20%			
コスタリカ	15%	マラウィ	15%	タイ	19%			
コートジボワール	15%	マレーシア	19%	トリニダード・トバゴ	15%			
コンゴ民主共和国	15%	モーリシャス	15%	チュニジア	25%			
エクアドル	15%	モルドバ	25%	トルコ	15%			
赤道ギニア	15%	モザンビーク	15%	ウガンダ	15%			
欧州連合(EU、注)	15%	ミャンマー	40%	英国	10%			
フォークランド諸島	10%	ナミビア	15%	バヌアツ共和国	15%			
フィジー	15%	ナウル	15%	ベネズエラ	15%			
ガーナ	15%	ニュージーランド	15%	ベトナム	20%			
ガイアナ	15%	ニカラグア	18%	ザンビア	15%			
アイスランド	15%	ナイジェリア	15%	ジンバブエ	15%			

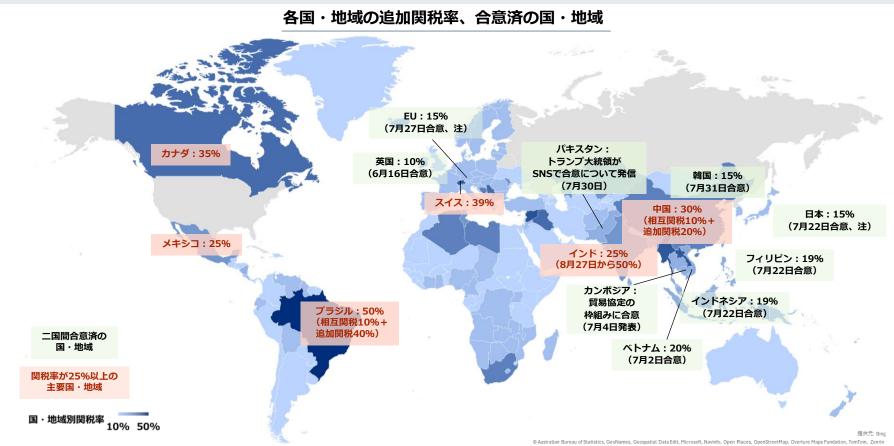
7 迂回輸出への取り締まりも強化

- 7月31日発表の大統領令では、迂回輸出への取り締まりも強化すると発表。
- 米国税関・国境警備局(CBP)が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合、米国東部時間8月7日午前0時1分から40%の相互関税を適用するとした。

	内容
対象となる 場合	・米国税関・国境警備局(CBP)が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定 した場合
適用される 措置	・原産国の製品に適用される追加関税率に代わる、40%の相互関税 ・罰金、罰則、手数料など ・製品の原産国に適用されるそのほかの関税など ※関税回避のために積み替えられた輸入品に対して課された罰則の軽減や免除は認 めない
適用開始時期	米国東部時間8月7日午前0時1分〜 ※米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前 に通関した場合は対象外。
米国政府の 今後の対応	・商務長官、国土安全保障長官は米国通商代表部と協議の上、米国税関・国境警備局 長官を通じて、迂回スキームに利用された国・地域や施設の一覧を6カ月ごとに公表 する

8 各国・地域の追加関税率と合意内容

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令により**69カ国・地域**に対し10~41%の関税を賦課。
- 中国、インド、ブラジルについては、相互関税に加えて別の大統領令を通じて追加関税を賦課。
- カナダ、メキシコについては、別の大統領令を通じて追加関税が賦課。
- 一部国・地域は大統領令発表前に関税措置の内容について二国・地域間合意。一方、詳細については二国・地域間で 齟齬も。



(注) EUおよび日本からの輸入品に対する追加関税率は、米国調和関税表(HTSUS)の一般税率(MFN税率)が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。

9 自動車・同部品関税の概要

- トランプ政権は、1962年通商拡大法232条に基づき、2025年4月3日から自動車、5月3日から自動車部 品に25%の追加関税を発動した。
- 日本に対する自動車・同部品関税は、日米合意を受けた9月4日付の大統領令に基づき、9月16日から一般関税率(MFN税率)を含めて15%に引き下げへ。

		自動車・同部品関税の概要
追加関税率		「る関税率は9月16日以降、MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232 Oせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。
適用開始時期	自動車	米国東部時間4月3日午前0時1分以降に通関する製品
沙川州如吋州	自動車部品	米国東部時間5月3日午前0時1分以降に通関する製品
目品象仗	自動車	乗用車〔セダン、多目的スポーツ車(SUV)、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、 小型トラック
\ 	自動車部品	エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など

救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車

USMCAの自動車原産地規則を満たす 自動車部品

自動車・同部品全体の価格

非米国産部分

米国産部分

追加関税対象

追加関税対象外

追加関税適用のプロセスが 確立されるまで対象外 対象外

10 自動車・同部品関税のHTSコードおよびガイダンス

追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01	8703.23.01	8703.24.01	8703.31.01	8703.32.01	8703.33.01
8703.40.00	8703.50.00	8703.60.00	8703.70.00	8703.80.00	8703.90.01
8704.21.01	8704.31.01	8704.41.00	8704.51.00	8704.60.00	

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

米国税関・国境警備局(CBP)が発表している輸出業者向けのガイダンス

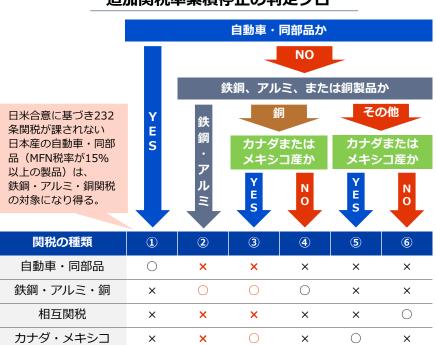
4月2日発表:自動車(関税の払い戻し(ドローバック)が適用されないなどが定められている)

5月1日発表: <u>自動車</u>部品(関税の払い戻し(ドローバック)が適用されないなどが定められている)

11 自動車・同部品関税の緩和措置に関する要旨

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な 水準を超える」として、追加関税の累積停止、および自動車部品追加関税に相殺制度を設けると発表。
- 累積停止措置は3月4日以降の輸入にさかのぼって適用されるため、累積して既に支払った分の関税は還付される。6月3日付の大統領布告で、累積停止の判定フローが修正された。

追加関税率累積停止の判定フロー



USMCA原産地規則を満たす自動車部品は当面適用除外と なっているが、鉄鋼・アルミ・銅関税の対象になり得る。

USMCA原産地規則を 満たす場合は適用除外。

■ なお、鉄鋼、アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目 に対しては、引き続き関税が累積される。また、1974年通商法301 条やIEEPAに基づく対中追加関税も累積される。

自動車部品追加関税に対する相殺制度の概要

- (対象者) 相殺額を使用する資格を有する輸入業者
- (目的) 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させること。
- (条件) 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用可。
- **(申請方法)** 自動車メーカーが商務長官に以下の情報を含む書類を提出。
 - 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 - 2. 232条自動車部品関税による予想コスト(メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別)
 - 3. 相殺額の総額

※米国通商専門誌「Inside US Trade」(4月29日)によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

期間	関税相殺可能額
2025/4/3~2026/4/30	米国で組み立てた自動車の希望小売価格 (MSRP)の合計額の3.75%
2026/5/1~2027/4/30	2.5%
2027/5/1~	なし

12 自動車部品関税の対象品目の追加プロセス

- 商務省は9月16日、232条関税の対象となる自動車部品の追加プロセスを官報で公示。国内の製造業者や 業界団体から追加申請を年4回(1、4、7、10月)受け付ける。初回は10月1日受け付け開始。
- 商務省は「自動車分野以外のカテゴリーに分類される自動車部品も多数存在する」などと説明し、一般的な自動車部品(HSコード87類)に限らず、自動車部品用途の幅広い品目に対象が拡大する可能性。

232条関税対象の自動車部品の追加プロセス

①申請受け付け

- 国内製造業者や業界団体 から追加申請を年4回(1、 4、7、10月)、2週間受 け付け。初回の受け付け は10月1日~。
- 申請者は、追加申請する 品目の詳細や関税分類番 号(8桁または10桁)な どの情報を商務省国際貿 易局(ITA)宛にメールで 提出。

②審査・パブコメ募集

- 受理した申請内容(機密 情報除く)を連邦政府 ウェブサイトで公開し、 利害関係者から追加の是 非についてパブリックコ メントを**14日間**受け付け。
- 申請内容に関して、(1) 品目が自動車部品に概要 するか、(2)当該品目の 輸入増加が国家安全保障 上の脅威となっているか などの観点で評価。

③決定

- 申請受理(申請内容の公開)から**60日以内**に追加の是非を決定。審査結果とその理由を連邦政府ウェブサイトで公開。
- 決定から**14日以内**に、 追加品目と追加関税の適 用日(注)を掲載した官 報を公示。
 - (注)大統領令では、適用日は官報公示日の翌日以降とされている。

(出所) 米国政府公開資料から作成、2025年10月14日時点

鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に 対する追加関税措置を拡大する大統領布告を発表。それらへの追加関税を3月12日に発動。
- 6月4日、英国を除き追加関税率を50%に引き上げ。ただし、自動車・同部品関税の対象品目に鉄 鋼・アルミ関税は課されない。4月、6月、8月に対象品目を段階的に追加。

第1次トランプ政権

鉄鋼製品に25%の追加関税 2018年3月

アルミ製品に10%の追加関税

特定の鉄鋼・アルミ派牛品も対象に追加

2020年1月 鉄鋼派牛品は25%、

アルミ派生品は10%の追加関税

<国・地域別の適用除外制度>

- 鉄鋼の適用除外: 豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- 鉄鋼の数量割当:アルゼンチン、ブラジル、韓国
- アルミの適用除外:豪州、カナダ、メキシコ
- アルミの数量割当:アルゼンチン

• 2025年3月12日以降、全廃

- 鉄鋼・アルミの関税割当: EU、英国
- 鉄鋼の関税割当:日本

〈申請者別の適用除外制度〉

<製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

2025年3月12日

鉄鋼製品・ 鉄鋼派生品に25%の追加関税

アルミ製品・アルミ派生品に25%の追加関税

鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

アルミ缶・缶ビールを対象に追加 2025年4月4日

鉄鋼製品・ 鉄鋼派牛品に50%の追加関税 2025年6月4日 アルミ製品・アルミ派牛品に50%の追加関税

冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加 2025年6月23日

2025年8月18日 鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

例外措置

例外措置

ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の 2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を 受けていた申請分については有効期限が切れるまで、 または数量上限に到達するまで有効

追加の 動き

232条関税の対象製品を追加する新プロセス創設

→2025年4月30日に導入。年に3回、産業界から追加要 請を受け付け(官報)

14 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目(一部除く)については3月12日以降、25%の追加関税が課されていたが、6月4日以降、英国を除いて50%の追加関税に引き上げ。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、また は数量上限に到達するまで有効。

232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	最新のガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	<u>CSMS#65936570</u> (8月15日公開)	2018年3月以降の 包括リスト (リンク先はWord形式ファイルです)	米税関(CBP)は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service(CSMS)」
アルミ	<u>CSMS#65936615</u> (8月15日公開)	2018年3月以降の 包括リスト (リンク先はWord形式ファイルです)	で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。

第1次トランプ政権で追加関税対象となった鉄鋼・アルミ製品、派生品のHTSコード

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	<u>大統領布告9705</u>	7206.10~7216.50、7216.99~7301.10、7302.10、 7302.40~7302.90、7304.10~7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	大統領布告9704	7601、7604~7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	大統領布告9980	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	大統領布告9980	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、 8708.10.30、8708.29.21

15

鉄鋼:第2次トランプ政権で追加関税対象となった 派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73 類に分類される品目のHTSコード。表中の太字の品目は8月18日に追加関税の対象となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・鋳造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書

HTSコード(73類に分類される鉄鋼派生品)

7301.20.10、7301.20.50、7302.30.00、**7302.90.9000、7307.19.30、7307.19.90、**7307.21.10、7307.21.50、7307.22.10、7307.22.50、7307.23.00、7307.29.00、7307.91.10、7307.91.30、7307.91.50、7307.92.30、7307.92.90、7307.93.30、7307.93.60、7307.93.90、7307.99.10、7307.99.30、7307.99.50、7308.10.00、7308.20.00、7308.30.10、7308.30.50、7308.40.00、7308.90.30、7308.90.60、7308.90.70、7308.90.95、7309.00.00、7310.10.00、7310.21.00、7310.29.00、7311.00.00、7312.10.05、7312.10.10、7312.10.20、7312.10.30、7312.10.50、7312.10.60、7312.10.70、7312.10.80、7312.10.90、7312.90.00、7313.00.00、7314.12.10、7314.12.20、7314.12.30、7314.12.60、7314.12.90、7314.14.10、7314.14.20、7314.14.20、7314.14.00、7314.49.0、7314.49.0、7314.49.0、7314.49.0、7314.31.10、7315.12.00、7315.12.00、7315.20.10、7315.20.50、7315.81.00、7315.82.10、7315.82.50、7315.82.70、7315.89.50、7315.90.00、7318.13.00、7318.14.10、7318.14.50、7318.15.20、7318.15.40、7318.15.50、7318.15.60、7319.40.20、7319.40.30、7319.40.30、7319.40.50、7319.40.50、7319.90.10、7319.90.90、7319.90.90、7320.10.30、7320.10.60、7319.40.20、7319.40.20、7319.40.30、7319.40.30、7319.40.50、7319.90.90、7319.90.90、7320.10.30、7320.10.60、

7320.10.90、7320.20.10、7320.20.50、7320.90.10、7320.90.50、7321.11.10、7321.11.30、7321.11.60、7321.12.00、7321.19.00、7321.81.10、7321.81.50、7321.82.10、7321.82.50、7321.89.00、7321.90.10、7321.90.20、7321.90.40、7321.90.50、7321.90.60、7322.19.00、7322.90.00、7323.10.00、7323.93.00、7323.94.00、7323.99.10、7323.99.30、7323.99.50、7323.99.70、7323.99.90、7324.10.00、7324.29.00、7324.90.00、7325.91.00、7325.99.10、7325.99.50、7326.11.00、7326.19.00、7326.20.00、7326.90.10、

7326.90.25、7326.90.35、7326.90.45、7326.90.60、7326.90.86、7317.00.5501、7317.00.5502、7317.00.5508、7317.00.5511、7317.00.5518、7317.00.5519、7317.00.5520、7317.00.5530、7317.00.5540、7317.00.5550、

<u>通関用</u> <u>ガイダンス</u>

16

7317.00.5570、7317.00.5590、7317.00.6530

16

鉄鋼:第2次トランプ政権で追加関税対象となった 派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73 類以外に分類される品目のHTSコード。表中の太字は8月18日に追加関税の対象となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・鋳造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書 HTSコード(73類以外に分類される鉄鋼派生品) 0402.99.68、0402.99.70、0402.99.90、2106.90.9998、2710.19.3050、2711.12.0020、2804.29.0010、 2804.40.0000、2901.22.0000、2903.42.1000、2903.43.10、2903.44.10、2903.45.10、2903.49.00、 2903.51.10、2903.59.90、2903.71.0100、3004.90.9244、3208.10.00、3208.20.00、3208.90.00、 3209.10.00、3209.90.00、3213.90.00、3214.10.00、3303.00.10、3303.00.20、3303.00.30、3304.30.00、 3304.99.50、3305.10.00、3305.30.00、3305.90.00、3306.90.00、3307.10.10、3307.10.20、3307.20.00、 3307.49.00、3307.90.00、3401.30.10、3401.30.50、3402.31.90、 3402.49.90、3402.50.11、3402.50.51、 3402.90.10、3402.90.30、3402.90.50、3403.19.10、3403.19.50、3403.99.00、3405.10.00、3405.20.00、 3405.40.00、3405.90.00、3506.10.50、3506.91.10、3506.91.50、3506.99.00、3808.59.10、3808.59.40、 3808.61.10、3808.61.50、3808.62.10、3808.62.50、3808.69.10、3808.69.50、3808.91.15、3808.91.25、 3808.91.30、3808.91.50、3808.94.10、3808.94.50、3809.91.00、3810.10.00、3811.19.00、3811.21.00、 3814.00.10、3814.00.20、3814.00.50、3820.00.00、3824.99.9397、3827.61.0000、3827.62.0000、 3827.63.0000、3827.64.0000、3827.65.0000、3925.20.00、3926.90.10、7216.91.0010、7614.10.10、 诵関用 8202.39.0040、8203.40.60、8205.59.55、8205.70.00、8207.20.0070、8207.30.6062、8207.30.6095、 8211.10.00、8211.91.10、8211.91.20、8211.91.25、8211.91.30、8211.91.40、8211.91.50、8211.91.80、 ガイダンス 8211.92.20、8211.92.40、8211.92.60、8211.92.90、8211.93.00、8211.94.10、8211.94.50、8211.95.10、 8211.95.50、8211.95.90、8215.10.00、8215.20.00、8215.91.30、8215.91.60、8215.91.90、8215.99.01、 8215.99.05、8215.99.10、8215.99.15、8215.99.20、8215.99.22、8215.99.24、8215.99.26、8215.99.30、 8215.99.35、8215.99.40、8215.99.45、8215.99.50、8302.10.60、8302.41.30、8302.41.60、8302.42.30、 8302.49.60、8305.20.00、8307.10.60、8401.40.0000、8403.10.00、8406.90.4000、8407.21.00、8407.90.10、 8407.90.90、8408.20.10、8408.20.90、 8409.91.50、8409.91.92、8409.91.99、8409.99.91、8409.99.92、 8409.99.99、8410.90.0000、8411.81.80、8412.21.00、8412.29.80、 8412.90.9070、8412.90.9075、 8413.81.00、8413.91.9055、8413.91.9060、8413.91.9096、8414.30.40、8414.80.16、8414.90.30、 8414.90.41、8415.10.30、8415.10.60、8415.10.90、8415.81.01、8415.82.01、8415.83.00、8415.90.40、 **8415.90.80**、**8417.90.0000**、8418.10.00、**8418.21.00、8418.29.20、**8418.30.00、8418.40.00、**8418.99.40、**

8419.81.50、8421.29.00、8422.11.00、8424.10.0000、8424.89.90、8425.42.00、8426.20.00、8426.99.00、8427.10.40、8427.10.80、8427.20.40、8427.20.80、8427.90.00、8428.32.00、8428.33.00、8428.39.00、

17

鉄鋼:第2次トランプ政権で追加関税対象となった 派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73類以外に分類される品目のHTSコード。表中の太字は8月18日に追加関税の対象となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。 米国で製錬・鋳造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書

HTSコード(73類以外に分類される鉄鋼派生品)

8428.60.00、8428.70.00、8428.90.03、8429.11.00、 8429.19.00、8429.20.00、8429.30.00、8429.40.00、 **8429.51.10**、**8429.51.50**、**8429.52.10**、**8429.52.50**、**8429.59.10**、**8429.59.50**、**8431.20.00**、8431.31.00 **8431.39.00**、**8431.41.00**、8431.42.00、**8431.43.40、8431.43.80**、8431.49.10、8431.49.90、8432.10.00、 8432.90.00、**8433.11.00、8433.20.00、8433.51.00、8433.59.00、8433.90.10、8433.90.50、8443.16.0000、** 8450.11.00、8450.20.00、8451.21.00、8451.29.00、**8454.20.0010、8454.20.0060、8455.30.00、8455.90.4000、** 8455.90.8000、8457.10.00、8474.90.00、8477.10.30、8477.10.40、8477.10.90、8477.90.25、8477.90.8601、 8479.89.55、8479.89.65、 8479.90.45、8479.90.55、8479.90.65、8479.90.75、8479.90.85、8479.90.95、 8480.49.0010、8480.71.8045、8480.71.8060、8480.79.9010、8482.10.5004、8482.10.5008、8482.10.5012、 8482.10.5016、8482.10.5024、8482.10.5028、8482.10.5032、8482.10.5036、8482.10.5052、8482.10.5056、 8482.10.5060、8482.10.5064、8482.10.5068、8482.20.0064、8482.20.0067、8482.20.0090、8482.99.05、 8482.99.15、8482.99.25、8482.99.35、8482.99.45、8482.99.65、8483.10.1010、8483.10.1050、8483.10.50、 8483.20.40、8483.20.80、8483.30.40、8483.30.80、8483.40.10、8483.40.5020、8483.40.90、8483.50.60、 8483.50.90、8483.60.40、8483.60.80、8483.90.20、8483.90.30、8483.90.50、8483.90.70、8483.90.80、 8501.53.40、 8501.53.60、 8501.53.80、 8501.64.0110、 8502.31.0000、 8503.00.35、 8503.00.45、 8503.00.65、 8503.00.75、8503.00.90、8503.00.95、8504.23.00、8504.33.00、8504.90.9634、8504.90.9638、8504.90.9642、 8509.80.20, **8514.20.40, 8514.20.60, 8516.29.00,** 8516.60.40, **8516.60.60,** 8547.90.00, **8601.10.00,** 8601,20.00, 8602,10.00, 8602,90.00, 8603,10.00, 8603,90.00, 8604,00.00, 8605,00.00, 8607,11.00, 8607.19.0300、8607.19.06、8607.19.12、8607.19.15、8607.19.90、8607.21.50、8607.30.1010、8607.30.1050、 8607.30.1090、8607.30.50、8607.91.00、8607.99.50、8609.00.00、8701.10.01、8701.21.0080、8701.22.0080、 8701.23.0080, 8701.24.0080, 8701.29.0080, 8701.30.10, 8701.30.50, 8701.91.10, 8701.91.50, 8701.92.10, 8701.92.50、8701.93.10、8701.93.50、8701.94.10、8701.94.50、8701.95.10、8701.95.50、8702.10.31、 8702.10.61、8703.10.10、8703.10.50、8703.21.01、8705.10.00、8705.20.00、8705.90.0010、8705.90.0020、 8706.00.30、8708.40.30、8708.40.60、8708.92.10、8708.92.50、8708.92.60、8708.92.75、8708.93.15、 8708.93.30、8708.99.23、8708.99.81、8710.00.00、8711.30.00、8711.50.00、8711.60.00、8714.10.00、 8716.10.00、8716.39.00、8716.80.10、8716.80.50、8716.90.10、8716.90.30、9401.71.00、9401.79.00、

9403.10.00、9403.20.00、**9403.99.10、9403.99.9010**、9403.99.9020、**9403.99.9015、9403.99.9040**、

9403.99.9045、**9403.99.9051**、**9403.99.9061**、9405.99.20、9405.99.40、9406.20.00、9406.90.01、**9506.91.00**

<u>通関用</u> ガイダンス</u>

18 アルミ: 第2次トランプ政権で追加関税対象となった 派生品のHTSコード

- 3月12日、4月4日、および8月18日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード。表中の**太字**は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることに なる。米国で製錬・鋳造されたアルミニウムを使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書	HTSコード
<u>通関用</u> <u>ガイダンス</u>	0402.99.68, 0402.99.70, 0402.99.90, 2106.90.9998, 2203.00.0060, 2203.00.0090, 2710.19.3050, 2903.43.10, 2903.45.10, 2903.49.00, 2903.51.10, 2903.59.90, 3004.90.9244, 3208.10.00, 3208.20.00, 3208.20.00, 3209.10.00, 3209.90.00, 3213.90.00, 3214.10.00, 3303.00.10, 3303.00.20, 3303.00.30, 3304.30.00, 3304.99.50, 3305.10.00, 3305.30.00, 3305.90.00, 3306.90.00, 3307.10.10, 3307.10.20, 3307.20.00, 3307.49.00, 3307.90.00, 3401.30.10, 3401.30.50, 3402.31.90, 3402.49.90, 3402.50.11, 3402.50.51, 3402.90.10, 3402.90.30, 3402.90.50, 3403.19.10, 3403.19.50, 3403.99.00, 3405.10.00, 3405.20.00, 3405.40.00, 3405.90.00, 3506.10.50, 3506.91.10, 3506.91.50, 3506.99.00, 3701.30.0000, 3808.69.10, 3808.61.10, 3808.61.10, 3808.61.50, 3808.62.10, 3808.62.50, 3808.91.50, 3808.91.50, 3808.91.50, 3808.94.50, 3809.91.00, 3811.19.00, 3811.19.00, 3811.21.00, 3814.00.10, 3814.00.20, 3814.00.50, 3820.00.00, 3824.99.9397, 6603.90.8100, 7308.20.0035, 7610.10.00, 7615.10.2025, 7615.10.0000, 7615.10.3025, 7615.10.5020, 7615.10.5040, 7615.10.7125, 7615.10.7130, 7615.10.7155, 7615.10.7180, 7615.10.9100, 7615.20.0000, 7616.99.5140, 7616.99.5190

19 アルミ: 第2次トランプ政権で追加関税対象となった 派生品のHTSコード

- 3月12日、4月4日、および8月18日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード。表中の **太字**は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・鋳造されたアルミニウムを使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書 HTSコード 8302.10.3000、8302.10.6030、8302.10.6060、8302.10.6090、8302.20.0000、8302.30.3010、8302.30.3060、 8302.41.3000、8302.41.6015、8302.41.6045、8302.41.6050、8302.41.6080、8302.42.3010、8302.42.3015、 8302.42.3065、8302.49.6035、8302.49.6045、8302.49.6055、8302.49.6085、8302.50.0000、8302.60.3000、 8302.60.9000、8305.10.0050、8306.30.0000、**8307.90.6000、8309.90.0020、8309.90.0025、 8412.90.9070、8412.90.9075、**8414.59.6590、8415.90.8025、8415.90.8045、8415.90.8085、**8414.80.16、 8418.10.00**、8418.99.8005、8418.99.8050、8418.99.8060、**8419.50.1000**、8419.50.5000、8419.90.1000、 8422.90.0640 **8424.89.90** 8424.90.9080 **8443.16.0000 8450.11.00 8451.21.00 8467.22.00 8467.29.00**、**8467.81.00**、**8467.89.50**、8473.30.2000、8473.30.5100、8479.89.9599、8479.90.8500、 8479.90.9596、8481.90.9060、8481.90.9085、**8483.40.5020、8483.90.5020、**8486.90.0000、 8487.90.0080 **8501.64.0110 8502.20.00 8502.31.0000** 8503.00.9520 **8503.00.9546** 诵関用 8503.00.9570、8504.31.20、8504.31.40、8504.31.60、8504.33.00、8504.34.00、8504.90.20、 **8504.90.41、8504.90.65、8504.90.75、8504.90.96**、8508.70.0000、8513.90.2000、8515.90.2000、 8516.90.5000、8516.90.8050、8517.71.0000、8517.79.0000、8529.90.7300、8529.90.9760、8536.90.8585、 8538.10.0000、8541.90.0000、8543.90.8885、**8544.19.00、8544.42.90、8544.49.2000、8544.49.9000、 8544.60.2000、8544.60.6000**、8547.90.0020、8547.90.0030、8547.90.0040、8708.10.3050、8708.10.60、 8708.29.5160、8708.80.6590、8708.99.6890、**8716.39.0040**、8716.80.5010、8807.30.0060、9013.90.8000、 9031.90.9195 **9401.79.00** 9401.99.9081 9403.10.00 9403.20.00 9403.99.1040 9403.99.9010 9403.99.9015, 9403.99.9020, 9403.99.9040, 9403.99.9045, 9405.99.4020, 9506.11.4080, 9506.51.4000, 9506.51.6000、9506.59.4040、9506.70.2090、9506.91.0010、9506.91.0020、9506.91.0030、9506.99.0510、 9506.99.0520、9506.99.0530、9506.99.1500、9506.99.2000、9506.99.2580、9506.99.2800、9506.99.5500、 9506.99.6080 9507.30.2000 9507.30.4000 9507.30.6000 9507.30.8000 9507.90.6000 9603.90.8050

20 銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、銅の半製品・派生品に対し 50%の追加関税を課す大統領布告を発表。追加関税は8月1日に発動。
- 課税対象は半製品・派生品のうち、<u>銅部分のみ</u>。また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの銅の原材料および銅スクラップなどは今回の関税措置の対象外。

	発表の概要
発動日時	2025年8月1日午前0時1分(米国東部時間)
追加関税率	50% (対象は銅製品の銅部分のみ)
対象品目	 銅の半製品 大統領布告に示された例:銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例:パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など
対象外品目	 銅の原材料 大統領布告に示された例:銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など 銅スクラップ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 (関税払戻は適用対象外)

(出所)米国政府公開資料(2025年10月14日時点)

21 銅:2025年7月に発表されたHTSコード

- 7月31日に追加関税の対象となった銅の半製品・派生品のHTSコード。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する銅材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。

根拠文書			HTS	コード		
<u>通関用</u> <u>ガイダンス</u>	7406.10.00、 7407.21.30、 7407.29.38、 7408.21.00、 7409.11.50、 7409.31.10、 7409.40.00、 7410.21.30、 7411.21.50、 7413.00.10、 7415.33.05、 7418.20.50、 7419.80.16、 8544.42.90、	7406.20.00、 7407.21.50、 7407.29.40、 7408.22.10、 7409.19.10、 7409.31.50、 7409.90.10、 7410.21.60、 7411.22.00、 7413.00.50、 7415.33.10、 7419.20.00、 7419.80.17、 8544.49.10	7407.10.15, 7407.21.70, 7407.29.50, 7408.22.50, 7409.19.50, 7409.31.90, 7409.90.50, 7410.22.00, 7411.29.10, 7413.00.90, 7415.33.80, 7419.80.03, 7419.80.30,	7407.10.30, 7407.21.90, 7408.11.30, 7408.29.10, 7409.19.90, 7409.39.10, 7409.90.90, 7411.10.10, 7411.29.50, 7415.10.00, 7415.39.00, 7419.80.06, 7419.80.50,	7407.10.50, 7407.29.16, 7408.11.60, 7408.29.50, 7409.21.00, 7409.39.50, 7410.11.00, 7411.10.50, 7412.10.00, 7415.21.00, 7418.10.00, 7419.80.09, 8544.42.10,	7407.21.15、 7407.29.34、 7408.19.00、 7409.11.10、 7409.29.00、 7409.39.90、 7410.12.00、 7411.21.10、 7412.20.00、 7415.29.00、 7418.20.10、 7419.80.15、 8544.42.20、

(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。 (出所) 米国政府公開資料 (2025年10月14日時点)

22 木材製品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年9月29日、1962年通商拡大法232条に基づき、木材製品に対し追加関税を課す大統領布告を発表。追加関税は10月14日に発動。また、木材製品の輸入による国家安全保障への脅威への対処で米国と合意した国を除き、一部品目は2026年1月1日に関税率を引き上げ。
- 課税対象は木材・製材、カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品、キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品。なお、日本に対する関税率はMFN税率を含めて15%を上限とする。

		対象品	3		
	木材・製材	カウチ、ソファ 布張りのオ		キッチンキャビネット、 洗面化粧台および同部品	
発動日	10月14日	10月14日	2026年 1月1日	10月14日	2026年 1月1日
追加関税率	10%	25%	30%	25%	50%
足加利 化平	英国は10%、EU、日本は-	-般関税率(MFN	税率)と合わせ	せて15%を上原	艮とする。
HTSコード	4403.11.00、4403.21.01、 4403.22.01、4403.23.01、 4403.24.01、4403.25.01、 4403.26.01、4403.99.01、 4406.11.00、4406.91.00、 4407.11.00、4407.12.00、 4407.19.00	9401.61.4 9401.61.4 9401.61.4 9401.61	4031、 6011、	9403.40 9403.60 9403.91 (注) キッチンキャビ および同部品に該当し	.8093、 1.0080 ネット、洗面化粧台

23 木材製品への追加関税措置を決定

- 対象品目が木材製品への追加関税と、既に発動済みのほかの関税の両方の対象となる場合は、以下のとおり優先して賦課される関税が示された。
- <u>これまで相互関税の対象外となっていたHTS44類の木材製品は、相互関税の対象とするよう定められ、</u> 232条関税の対象とならない木材製品は、相互関税が賦課される。

対象品目が複数の関税の対象になる場合

対象となる関税	優先して賦課される関税
木材製品関税 と 自動車・同部品関税	自動車・同部品関税
木材製品関税 と IEEPAカナダ・メキシコ関税	木材製品関税
木材製品関税 と 相互関税、IEEPAブラジル・インド関税	木材製品関税 (注) IEEPAブラジル・インド関税は、相互関税とは累積して賦課される

そのほかの変更点

- 今回の大統領布告で、相互関税の対象外となっていたHTS44類に分類される木材を、相互関税の対象とするよう定めたため、232条関税の対象とならない木材製品は、原則として相互関税の対象となる。
- 商務長官に対して、木材製品の輸入を監視し、2026年10月1日までに追加措置の 必要性などを大統領に報告することを定めた。また、追加関税の対象品目を拡大 するプロセスの確立も指示している。

24 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

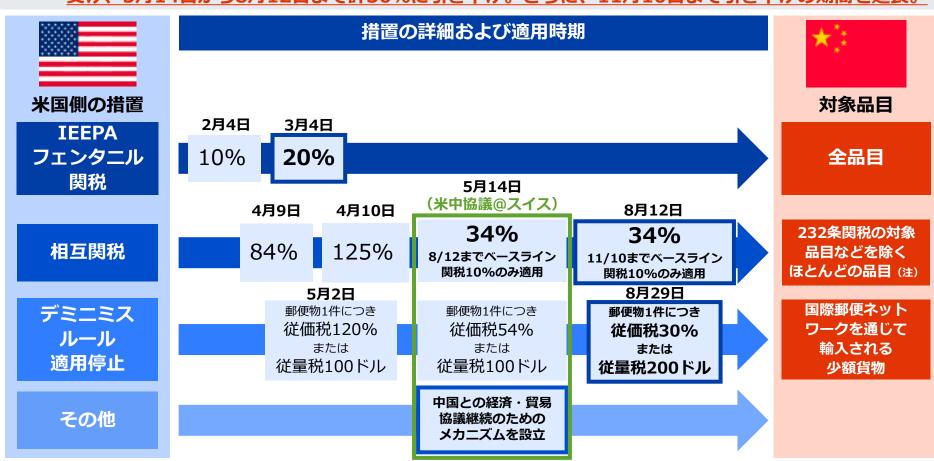
■ トランプ政権は木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム(UAS)、風力タービン・同部品、個人用防護具(PPE)・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

調査中の品目

対象品目	细水胆松吐物	
刈参品日	調査開始時期	調査対象のスコープ
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、 半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生 品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半導体製品、最終製品(永久磁石、モーター、 電気自動車等)を含む〕
中・大型トラック	2025年4月	 中型トラック:車両総重量が1万ポンド(約4.5トン)以上、2万6,001ポンド(約11.8トン)未満のもの 大型トラック:車両総重量が2万6,001ポンド(約11.8トン)以上のもの 中型・大型トラック部品:エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品、それらシステムなど
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品
風力タービン・ 同部品	2025年8月	風力タービンおよびそれら部品
個人用防護具(PPE)・ 医療消耗品・医療機器	2025年9月	 個人用防護具:医療現場で使用されるマスク、手袋、ガウンなどの個人用保護具 医療消耗品:患者の診断、治療、疾患予防に使用される、医療/外科用器具(メス、注射器など)、医療/外科用消耗品(輸液バッグ、カテーテルなど)など単回使用または短期使用の物品 医療機器:車いす、松葉づえ、病院用ベッドなど医療現場で患者ケアを支援するために使用される耐久性のある機器、器具、機械、およびペースメーカーや呼吸器、X線装置、MRI装置などの医学的状態の診断、監視、または治療に使用される器具、装置、または機械
ロボティクス・産業機械	2025年9月	ロボットおよびプログラム可能なコンピューター制御機械システム

25 対中国関税の概要

- ▶ トランプ大統領は中国に対し、フェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づいて、 2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していた。スイスでの米中協議を 受け、5月14日から8月12日まで計30%に引き下げ。さらに、11月10日まで引き下げの期間を延長。

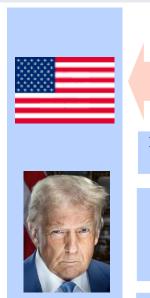


⁽注)詳細は、8月4日発表の<u>CBPガイダンス</u>を参照。通商拡大法232条に基づき別途関税が賦課される自動車・同部品、鉄鋼・アルミ・銅、232条に基づき関税が今後賦課される可能性がある半導体、医薬品、木材など、およびカナダ・メキシコ原産品(IEEPA関税が賦課されている間)などが対象外。

26 対力ナダ・メキシコ関税の概要

- トランプ大統領は3月4日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ・メキシコ原産品に対し て25%の追加関税を発動。国際緊急経済権限法(IEEPA)が根拠法に。
- 8月1日、カナダ原産品に対する追加関税を35%へ引き上げ。メキシコ原産品への追加関税の30%引き 上げも発表したが、8月1日より90日間は適用停止となっている。

3月12日



適用対象

9月1日 廃止 3月4日

25% 300億カナダドル相当

(食品・飲料、化粧品・紙製品、 アルコール類・衣類等)

9月1日 鉄鋼・ アルミを除き廃止

25% 298億カナダドル相当 (鉄鋼・アルミ、

コンピュータ・同部品など)

4月3日 25% 自動車



10% エネルギー製品 (原油・天然ガスなど) 25% 上記以外

・アルミ

エネルギー製品以外を 25→35%へ引き上げ



3月9日 5月3日 6月3日 4月3日 8月1日 3月4日 25% 鉄鋼 25% 25% 鉄鋼・アルミを 絧

白動車部品

25% 全品目

全品目25%→30%へ引き上げを発表 (8/1~90日間適用停止中)

25→50%へ引き上げ

報復関税や非関税措置を検討中

USMCA原産性を満たす製品



例外措置 右記の製品以外

特惠関税(0%)対象

鉄鋼・アルミ・銅製品

USMCA原産性に関わらず 鉄鋼・アルミ・銅関税 (50%) の対象

自動車・同部品

50%

自動車・同部品関税(25%)の対象 非米国産部分の価格のみへの賦課

同部品は追加関税適用のプロセスが確立するまで、適用対象外

自動車

27 USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①メキシコとカナダに対する追加関税の適用除外となる、 ②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

USMCAの原産地規則

一般的な ル**ー**ル

- 基本的には一般的な自由貿易協定(FTA)と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。
- ① 関税分類変更基準:完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める
- ② 付加価値基準:域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める
- ③ 加工工程基準:協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める

自動車 ルール

- 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。
- ① 域内原産割合(RVC)が純費用方式で75%以上
- ② 重要な自動車部品(スーパーコア)が全て原産品
- ③ 完成車メーカー(OEM)が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料
- ④ 直接工の賃金 (時給) が16ドル以上の地域の付加価値が40% (乗用車・SUV) /45% (ピックアップ) 以上 (注) 詳細は2019年5月8日付地域・分析レポート参照。

USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

原則

■ 合成麻薬フェンタニル、不法移民流入を理由に国際 緊急経済権限法(IEEPA)に基づき課されている追加 関税で、カナダ原産品に原則35%(エネルギー製品 のみ10%)、メキシコ原産品に25%課されている。

カナダ、メキシコ原産品への追加関税

例外

■ USMCAの原産地規則を満たした場合、特恵関税(基本的に無税)の適用を受けられる。

自動車・同部品への追加関税

原則

■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3 日、同部品には5月3日から25%の追加関税が課され ている。カナダ、メキシコ原産品にも適用。

例 外 ■ USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非 米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品は そのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追 加関税が不適用(参照記事)。

28 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

■ 第1次トランプ政権下の2018年7月、1974年通商法301条に基づく対中制裁措置として、中国に対する 追加関税を発動。その後、複数回にわたり対象品目の追加および関税率の変更が実施された。一方で、追加 関税と併せて、品目別適用除外制度が設けられ、一部品目はその対象となっている(注1)。

これまでの301条対中関税の発動時期・規模・関税率

発動時期	対象	発動対象の規模(品目・対中輸入額)	関税率
2018年7月	リスト1	818品目・340億ドル相当	25%
2018年8月	リスト2	279品目・160億ドル相当	25%
2018年9月	リスト3	5,745品目・2,000億ドル相当	10%→25% (2019年5月引き上げ)
2019年9月	リスト4A	3,243品目・1,200億ドル相当	15%→7.5% (2020年2月引き下げ)
2024年~26年	戦略分野など	既存の354品目で段階的に引き上げ、 新規の40品目で段階的に発動	25%~100%

現在の適用除外対象品目

一部の品目は、適用除外の対象となっている。 適用除外の有効期限は25年11月29日までと設定。

機械類、医療機器など 164品目

(対象HTSコード記載官報)

太陽電池製造装置 14品目

(対象HTSコード記載官報)

<u>米国通商代表部(USTR)</u> 対中301条対象品目検索データベース

HTSコード8桁ベースで、

- 301条対中関税の対象かどうか。
- (対象である場合)その追加関税率 が検索できる

(注1) 適用除外の対象品目は、これまで複数回にわたり変更されている。

(注2) 2025年10月14日時点 (出所)米国公開資料など

29 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

■ バイデン前政権下の2024年の見直しで、対象品目の追加および関税率の引き上げを実施。天然黒鉛・永久 磁石、重要鉱物、船舶対陸上クレーン、注射器など40品目が新たに対象に追加。また、鉄鋼・アルミ製品、EV、半導体、太陽電池、バッテリーやフェイスマスクなど戦略分野354品目の関税率が引き上げられた。

2024年の見直しによる関税引き上げ対象品目と引き上げ後の追加関税率、発動時期

品目		見直し前	引き上	げ第1段階	引き上げ	デ第2段階	品目数	
		301条関税率	関税率	時期	関税率	時期		
鉄鋼・アルミ	ミニウム		0~7.5%	25%	2024年9月27日	-	-	321
半導体・関連	製品		25%	50%	2025年1月1日	-	-	18
EV			25%	100%	2024年9月27日	-	-	8
バッテリー	EV用リチウ <i>I</i> リー	ムイオンバッテ	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
バッテリー 部品	EV用以外の		7.50%	25%	2026年1月1日	_	_	1
	リチウムイオンバッテリー		7.5070	2570	20201711			_
	リチウムイオ のバッテリー	ンバッテリー以外 部品	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
	天然黒鉛・永	久磁石	-	25%	2026年1月1日	-	-	4
重要鉱物	タングステン	,	-	25%	2025年1月1日	-	-	3
	その他の重要	鉱物	-	25%	2024年9月27日	-	-	26
太陽電池			25%	50%	2024年9月27日	-	-	2
港湾クレーン	,		-	25%	2024年9月27日	-	-	1
		注射器・注射針	-	100%	2024年9月27日	-	-	2
医療製品		フェイスマスク	7.50%	25%	2024年9月27日	50%	2026年1月1日	5
		医療用手袋	7.50%	50%	2025年1月1日	100%	2026年1月1日	1

30 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは2025年10月14日から、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港について、追加料金の徴収を開始した。
- また、11月9日から中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税を25%から100%に引き上げる予定。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



 最終的な措置の決定後、原則30日以内に実施。 相手国との交渉状況により措置の実施を延長できるが、180日以内に実施することが必要。

- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、2025年10月14日より追加料金を徴収。また、自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課される。
- 1. 中国の船主・運航者に対する料金

米国港への入港ごとに純トン数 (NT) ベースで課金。 初年度:50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。

2. 中国製船舶の運航者に対する料金

純トン数またはコンテナ数に基づく。 初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ 以降3年間で段階的に増額。

3. 外国製自動車運搬船に対する料金

米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。入港料は 1NTあたり46ドル。

4. 課金の頻度と場所

最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。

- 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税を11月9日に 25%から100%に引き上げ。
- なお、USTRは11月10日まで追加修正案についてパブコメを募集中。

31 大統領に関税を設定できる権限を与える法律など

- 米国では憲法上、通商は原則として連邦議会が所管しているが、一部の関税措置については、過去に成立した法律を 基に大統領に権限委譲されている。そのため、条件次第では大統領権限で賦課することが可能。
- 第1次トランプ政権での関税政策は以下の地域・分析レポートを参照。 トランプ次期政権下で取られ得る関税政策(米国) | トランプ新政権の米国を読む - 特集 - 地域・分析レポート

根拠法	内容
1930年関税法338条	特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し最大50%の追加関税を賦課できる。
1962年通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入 を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。
1974年通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない 範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を150日を限度に賦課できる。
1974年通商法201条	米国国際貿易委員会(USITC)が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因または その恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置(セーフガード措置)を 発動できる。
1974年通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の 指示に従って米国通商代表部(USTR)に輸入制限措置を発動する権限を付与。
1974年通商法406条	共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合にセーフガード措置の発動を大統領に認める。上限5年間に加え、3年間を限度に1回の延長が可能。
1974年通商法421条	中国からの特定輸入品に対しセーフガード措置を発動することを大統領に認める。中国のWTO加盟から12年(2013年)で失効。同条項に基づきオバマ大統領が2009年、中国製タイヤの輸入急増に対し発動。
国際緊急経済権限法(IEEPA)	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使する。
ウルグアイ・ラウンド協定法111条	ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において互恵関税の撤廃の対象とされた関税区分に 属する物品の関税を変更する権限を大統領は有する。

32 トランプ政権の関税政策の全容(IEEPA)

<u> </u>				
根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・ 全品目に25%(カナダ産エネルギー・資源品目は10%)	3月4日
		8月1日	・ カナダ→35%、メキシコ30%(メキシコは90日間延期)に関税が引き上げ	7月11日 7月14日 8月1日
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の原産地規則を満たす産品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	ブラジル原産品	8月6日	・ 既存の関税率に40%を上乗せ(ベースライン関税10%とは別に上乗せ)	8月1日
	インド原産品	8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定(相互関税25%とは別に上乗せ)	8月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日 8月7日	 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ →4月10日~8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日~8月12日まで停止。 →7月28~29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外 日本との関税交渉が7月22日(米国時間)に終了、日本は15%に EUとの関税交渉合意を踏まえた共同声明が8月21日(米国時間)に発表 	4月3日
				4月9日
				4月9日
				4月10日
				5月14日
				7月8日
				7月10日
				7月24日
				7月24日
				7月28日
				7月29日
				7月31日
				<u>8月1日</u> 8月4日
				8月4日
				8月6日
				8月22日
				9月17日
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	

(注) 2025年10月14日時点 (出所) 米国政府公開資料

33 トランプ政権の関税政策の全容(232条・301条)

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・ アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2月17日
			・ 適用除外を撤廃、対象品目を追加	3月12日
			※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	3月17日
		4月4日	・ アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	4月7日
		6月4日	・ 鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ(英国除く)	6月4日
		6月23日	• 白物家電を関税対象に追加	6月23日
		8月18日	・ 約400品目を関税対象に追加	8月19日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	 自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ 部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。 ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除。 	4月3日
		4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月30日
	銅	8月1日	・ 銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	3月14日
				7月11日
				7月31日
				8月4日
	木材製品	10月14日	• 木材製品に対して10月14日以降、追加関税率を10-25%にする ※英国は10%、EU、日本は一般関税率(MFN税率)と合わせて15%を上限とする。	3月14日
				10月1日
	半導体、医薬品	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日
	重要鉱物	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	<u>4月16日</u>
	中・大型トラック	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	<u>4月24日</u>
	民間航空機・同部品	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	5月12日
	ポリシリコン・無人航空機システム	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	7月16日
	風力タービン・同部品	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	8月22日
	ロボット・産業機械、 個人用防護具(PPE)・医療機器	_	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	9月26日
1974年通商法 301条	ブラジル輸入品	_	・ 301条による調査をUSTRに指示、調査中	7月17日

参考リンク集

- 米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について
 - →無料でのご相談に対応致します
- 第2次トランプ政権の動向 | 米国 北米 国・地域別に見る ジェトロ
 - →米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- 特集:米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)を取り巻く環境 | 国・地域別に見る -ジェトロ
 - →北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- World Tariff
 - →日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- 米国ホワイトハウス
 - →米国政府発の公式な発表
- □ 米国通商代表部 (USTR) 対中301条対象品目検索データベース
 - →HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- 米国国際貿易委員会(USITC)関税率検索データベース
 - →HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

日本貿易振興機構(ジェトロ)

調査部 米州課

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

https://www.jetro.go.jp/services/advice/

★ご相談は無料です★

世界の ビジネス関連情報 を毎日掲載! ------閲覧無料

『ビジネス短信』 はこちら



https://www.jetro.go.jp/biznews/

北米無料 メールマガジン 『North American News Briefs』

毎日配信!

新規登録はこちら



https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamerican newsbriefs.html

■ご注意

本資料は情報提供を目的に2025年8月7日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じましてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。